

# マイナンバー制度について



平成29年11月10日  
総務省



# マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降	
マイナンバー制度の動き	<p>【平成27年10月～】 マイナンバーの通知</p> <p>【平成28年1月から順次】 マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障分野（子育て、介護保険、医療保険、雇用保険）</li> <li>・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載）</li> <li>・ 災害対策分野（被災者台帳の作成）</li> </ul> <p>【平成31年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p> <p>【平成28年1月～】 マイナンバーカードの交付</p>	<p>【平成29年1月】 日本年金機構への相談・照会におけるマイナンバーの利用開始</p> <p>【平成29年秋頃～】 情報連携の本格運用開始（7月から試行運用開始） 日本年金機構は、平成29年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない</p> <p>【平成29年秋頃～】 マイナンバーの本格運用開始（7月から試行運用開始） 順次、利用環境の整備を進める</p>	<p>【平成30年1月から】 預貯金口座への付番</p>	
身分証としての利用	公務員等や民間企業の職員証・社員証	<p>国家公務員等で利用開始（平成28年4月）</p> <p>民間企業の社員証や自治体での職員証としての導入を促す経済団体及び自治体向け通知を发出（平成28年11月）</p>	国、地方公共団体、独法、国立大学法人等での導入を促進	
	本人確認手段として活用 （金融機関での口座開設、電話契約、古物品販売、酒・たばこ販売など）	<p>電話加入契約（携帯電話、固定）の本人確認書類として利用可能な旨の周知を図る電気通信事業者関係団体向け通知を发出（平成27年11月）</p> <p>本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経済団体向け通知を发出（平成28年11月）</p>	引き続き活用を促進	
	マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実		住民基本台帳法施行令等の改正作業	平成30年度以降速やかに施行
	カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用） （印鑑登録証、公共施設利用カード、自治体ポイントカードなど）	一部の地方公共団体で開始（図書館カード等として利用） マイキープラットフォームによる地域活性化施策の策定	引き続き各自治体における利用を促進	マイキープラットフォームを使った実証（平成29年8月頃～平成30年3月） 公立図書館（1,350自治体）、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施
	住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付	270自治体（対象人口5,341万人） 【H28.10.1時点】	未参加自治体の導入推進	対象人口1億人超を目標 【H31年度末時点】
	海外における継続利用		法制度の検討（公的個人認証法）	海外転出後の公的個人認証機能の継続利用の実現（平成31年度中）
	電子委任状を活用した電子調達		法制度の検討（電子委任状法）	マイナンバーカード及び電子委任状に対応した政府電子調達システムの基盤整備・利用促進
	公的個人認証サービス等の民間開放	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始（平成28年2月）	公的個人認証サービス及びICチップ空き領域へのアプリ搭載による民間活用を引き続き促進	
	インターネットバンキングへの認証手段		群馬銀行の協力の下、ログイン・口座残高照会への活用実証（平成29年5月頃～）	JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る
	電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進		法制度の検討（電子委任状法） 群馬県前橋市、長妻黒野産市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書をを用いた実証実験（平成29年5月頃～）	自治体などにおける実用化を図る
医療・健康情報へのアクセス認証手段	群馬県前橋市など12自治体で母子保健データへの本人のアクセス・認証手段として実用化（テスト運用含む）	患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得の手段として活用する実証（平成29年春頃～）	地域における実用化を図る	
イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止		チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～）	関係事業者による実用化を図る	
東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携		チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～） IoTおもてなしクラウドで技術実証（平成29年10月頃～）	組織委員会との連携に係る検討状況及び上記実用化の状況を踏まえ、競技会場における実証の検討を進め、導入を目指す	
カジノ入場規制		チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～） IoTおもてなしクラウドで技術実証（平成29年10月頃～）		
官民の認証連携推進 （マイナンバーカードと連携したIDの認定制度等）		IR法 の附帯決議を踏まえ、内閣官房で検討される入場規制の内容に応じカードの活用方法を検討	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）	
医師資格（HPKI）との連携		検討体制を組成して検討（平成29年7月を目途に取りまとめ）	法制度の検討	
カードの多機能化の推進（民間サービスにおける利用） （診察券、クレジットカードなど）		群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、HPKIカード（電子医師資格証）との連携の実証（平成29年5月頃～）	地域における実用化を図る	
医療保険のオンライン資格確認の導入		群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、共通診察券として利用するための実証（平成29年5月頃～）	民間事業者等との検討結果を踏まえ、地域や各業界での実用化を図る	
		厚生労働省においてシステム開発	段階的運用の開始（平成30年度） 本格運用の開始（平成32年）	

マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

身分証としての利用

行政サービスにおける利用

民間サービスにおける利用

# マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降	
<b>マイナーポータル</b> の利便性向上 マイナーポータルの利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携 子育てワンストップサービス 公金決済サービス 引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化 ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化 国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化	システム開発・テスト マイナーポータルアカウントの開設開始（平成29年1月～） e-Taxとの認証連携開始（平成29年1月～）	市町村にアクセス端末配置（平成29年～7月中） 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧（平成29年7月～） マイナーポータル利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等 / スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等	ねんきんネットや金融機関の顧客サイトなど官民のオンラインサービスとの認証連携を拡大	
	子育てワンストップ検討タスクフォースにて子育てワンストップサービスの対象手続等について検討・取りまとめ（平成28年9月）	全市区町村での開始を促すアクションプログラム取りまとめ・地方公共団体へ実施作業に係るガイドライン提示（平成28年12月）・準備作業	保育所等の入所申請等【平成29年10月～】 児童手当現況届 児童扶養手当現況届の【平成30年6月～】事前送信、面談予約【平成30年7月～】 【平成29年7月～】子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始 順次、オンラインでの申請・届出、面談予約、検診や予防接種等のお知らせを実施 自治体の電子的な公金決済サービスと連動し公金決済サービスを実施	地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現
	システム開発・テスト	実現に向けた方策の検討・取りまとめ（平成29年度）	民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始	
	システム開発	実施可能な保険者等から段階的に実施（平成30年1月～）		
	【平成29年度～】 法制度の検討（地方税法） システムの整備	【平成31年1月～】 できる限り速やかにサービス開始		
	【平成29年度以降】 日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定			
<b>アクセス手段</b> の多様化 スマートフォンでの読み取り スマートフォンのSIMカード等への搭載 CATVからのアクセス デジタルテレビからのアクセス	平成28年11月以降、対応スマートフォン順次発売（ドコモ・au・ソフトバンク）	対応製品の拡大や対応サービス（アプリ）の導入を推進		
	富山県南砺市でマイナンバーカードを活用した母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化（平成28年4月）	岩手県葛巻町及び高知県南国市において、マイナンバーカードを活用した見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す（平成29年度中目途） 岩手県葛巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況も踏まえ、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証（平成29年5月頃～）	スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入着手（平成30年12月目途）	技術実証（イベント入場において実証実験 法制度の検討（公的個人認証法）（平成29年3月）） SIMカード等へのダウンロードサービスの実用化を図る（平成31年中）
	推進組織（一社）スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構）設立（平成27年9月） 対応スマートテレビによる避難誘導の実証（平成28年3月～）	北海道西興部村、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討		

# 本ロードマップの目的

## 【策定の趣旨】

マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、本ロードマップを作成。

(参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第13条第1項においても、「国は、個人番号カードの普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講じるものとする。」とされている。

本ロードマップに基づき、マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大の観点から、身分証等としての利用、行政サービスにおける利用、民間サービスにおける利用を推進するとともに、平成29年秋頃に本格運用が開始されるマイナポータル<sup>1</sup>の利便性向上や、マイナポータル等へのアクセス手段の多様化を積極的に推進することとし、そのための関係府省の連携を強化。

なお、本ロードマップについては、PDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。

## 【本ロードマップの方向性】

### 1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

#### (1) 身分証等としての利用

民間企業における本人確認書類としての活用を促進するとともに、官民における職員証・社員証・入退館証としての導入を推進。

#### (2) 行政サービスにおける利用

住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォーム

を活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。

さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討。

#### (3) 民間サービスにおける利用

行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進。

### 2. マイナポータルの利便性向上

平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。

### 3. アクセス手段の多様化

各種の官民サービスに対し、パソコンのカードリーダーに接続して利用する方法だけでなく、スマートフォンやテレビからもアクセス可能となるよう検討。



## 目的

平成28年1月より、個人番号カードの交付が開始され、公的個人認証サービスの署名検証者が民間事業者に開放されるとともに、個人番号の利用が開始される。個人番号カード及び公的個人認証サービス等の利活用の普及促進にあたっては、様々な分野においてこれらを活用したICTの利活用を推進し、行政の効率化、国民生活及び社会経済活動における国民の利便性の向上につなげていく取組が重要である。

このため、本懇談会は、地方公共団体、国の機関、通信、放送、郵便などの幅広い国民利用者と接点を持つサービス提供事業者等の参加を得て、システムや制度等の面から具体的な個人番号カード及び公的個人認証サービスのICTの利活用を含めた普及推進策等について検討するとともに、地方公共団体における個人番号の独自利用等についての検討を行い、各々の組織の具体的な取組につなげていくことを目的とする。

## [検討内容]

- (1) 個人番号カードの具体的な利活用方策・普及促進策
- (2) 地方公共団体における個人番号の具体的な利活用方策、海外在留者に対する行政サービスの提供方法
- (3) 電子調達をはじめとする地方公共団体や国における公的個人認証サービスの利活用推進に関する具体策
- (4) 通信、放送、郵便事業分野等の民間分野における公的個人認証サービスを活用したICTの利活用推進に関する具体策
- (5) 公的個人認証サービスを活用した地方公共団体、国、民間事業者間の認証連携の方策
- (6) 上記(3)から(5)に加え、公的個人認証サービスの利活用推進に資する具体策

## 構成員

座長： 須藤 修 国立大学法人東京大学大学院情報学環 教授  
国立大学法人東京大学総合教育研究センター長

ほか学識経験者、行政関係者 計12名